

よくある質問について

(由布市中小企業者等感染症予防対策事業)

※令和2年11月18日時点

■交付対象者について

業種に制限はありますか？

制限はありません。製造業、卸売業、サービス業、小売業、宿泊業など、基本的には全ての業種が対象になります。

対象となる法人の種類について

会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社）、個人事業主の方も対象になります。

※但し、次の法人等は、対象外となります。

宗教法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、農業者（青色申告者を除く。）、農事組合法人、公共団体及び公共的団体など

農業をされていて青色申告をしている場合は対象になりますか？

対象になります。直近の青色申告書の写し（控え）の提出をお願いします。

創業後1年経過していませんが、対象になりますか？

対象になります。

市外に本店があり、市内に賃借している事業所がありますが、対象になりますか？

対象になります。市内で事業等を営む中小企業者（個人事業主含む）が対象です。

国や県など他の同様の補助金（例：小規模事業者持続化補助金など）を受けている、又は今後 受ける予定の経費は、対象になりますか？

対象になりません。（補助金は出ません）重複して申請することはできません。

■補助金額について

補助対象経費（合計）が12万5000円の場合、補助金額はいくらになりますか？

補助金額は、上限額の10万円になります。

補助対象経費（合計）が7万2525円の場合、補助金額はいくらになりますか？

補助金額は、7万2500円になります。（100円未満は切り捨て）

■対象経費について

ホームページやチラシに掲載されていない物品は対象になりますか？

基本的には対象になりませんが、明らかに感染予防対策で購入する（した）ものであると判断させていただいた場合には補助対象になる可能性があるため、事前にご相談ください。

その他感染予防に要した経費として、補助対象経費の具体例を教えてください。 ※追加

①空気清浄機及び加湿空気清浄機、**加湿器**

※但し、メーカーがコロナウイルス効果を公表しているものに限りです。詳しくはお問い合わせください。

②エアコンの設置工事（購入）

※但し、メーカーがコロナウイルス効果を公表しているものに限りです。詳しくはお問い合わせください。設置工事のため、店舗改修同様に必ず写真の提出が必要です。

③オゾン発生器及びオゾン脱臭器の購入

④送風機及び扇風機の購入

※但し、ハンディファンや携帯型扇風機は、補助対象外です。

⑤客室（部屋）クリーニング作業

※但し、エアコンクリーニング作業代は補助対象外です。

⑥テイクアウト及びケータリング用の容器購入

⑦トイレ用ペーパータオル**及びうがい用紙コップ**の購入

⑧飛沫防止用パネル及びアクリル板の設置購入

⑨手洗いの設置工事

※コロナウイルスの感染予防目的の場合は補助対象になります。設置工事のため、店舗改修同様に必ず写真（完成前後）の提出が必要です。

⑩自動センサー蛇口の設置工事

※但し水受け部は補助対象外になります。設置工事のため、店舗改修同様に必ず写真（完成前後）の提出が必要です。

■補助対象外の具体例

網戸の設置、タブレットの購入、スリッパの購入など

1つの物品だけで10万円を超える場合でも、全ての物品の領収書を提出しますか？

補助対象経費内の1つの物品や修繕で上限額の10万円を超える場合は、その物品や修繕のみの申請（領収書の提出）で大丈夫です。

■申請書類について

補助対象事業に要した経費や費用内訳明細書などの金額は税込金額ですか？

税込金額で記入をお願いします。消費税課税事業者については、別途確認させていただく場合があります。

領収書の取扱いについて

①領収書が金額のみの場合

領収書と内訳明細書（様式第2号）が必要です。内訳明細書には、領収書のコピーと必ず合致しているか確認の上、品名や単価などもきちんと明記が必要になります。

②領収書を兼ねていないレシートのみの場合

領収書の取り直しが必要です。明細内容を保管するため、レシートのコピーも添付をお願いします。

送料や手数料は補助対象になりますか？

補助対象外になります。省いた分の金額をお願いします。

由布市新型コロナウイルス感染症予防対策チェックシートは、1つでも取り組みができない場合は、補助対象者になりますか？

対象者にはなりません。（補助金は出ません）また、記入漏れにご注意ください。

由布市新型コロナウイルス感染症予防対策チェックシートを申請時に提出した場合、手元に残らないため、分からなくなるがどうしたらよいのでしょうか？

チェックシートに記入された後、必ず保管用に1部コピーしていただき、手元に残していただくようお願いします。引き続き、感染症予防対策の取り組みをお願いします。

ステッカーは必ず店頭などに掲示しないといけないのでしょうか？

本事業の目的の1つに、市全体で感染予防対策の取り組みを行っていることを、広くPRすることでもありますので、必ず店頭などへの掲示をお願いします。

ステッカーだけを欲しいのですが、可能でしょうか？

本事業の申請者で交付決定者（対象者）へ配布するものですので、すみませんがステッカーのみの配布はできません。

申請書をダウンロードできない場合は、どうすればよいのですか？

市役所の本庁舎及び各庁舎で申請書をお渡しします。

庄 内：商工観光課（新館 2 階）

挾 間：地域振興課（総務係）

湯布院：地域振興課（地域振興係）